

大子町森林整備計画変更計画書

計画期間 自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 1 6 年 3 月 3 1 日

令和 8 年 3 月 2 6 日

※本計画(変更)は、令和 8 (2026)年 4 月 1 日から有効とする。

茨 城 県
大 子 町

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として表-1により定めるものとする。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、人工林が過半を占める林班又は林地生産力が高い林班を「特に効率的な施業が可能な森林」として表-1により定めるものとする。

この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

表-1

区 分	森林の区域（林班）	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1～45、53～94、97～107、109～110、121～130、134～163、168～180、182、190～198、207、210～211、227～228、241、276、280～295、300、305～308、311、326～338、340～351、353～357、360～368、379～381、391～423	13,623.17
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	40～42、72、189、327～329、337	518.70
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1～39、43～188、190～326、330～336、338～423	20,090.53
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	<u>1～24、26～37、43～167、169、170、172、174、179、181、183、185、186、190～202、204～208、211、217～219、222、229～231、244～249、254、256、267、269、271、273、275、279、286、296、302、304、305、307～310、319、322、325、326、332～334、336、341、343、347、348、350、351、353～356、358、359、361～364、367～379、381～423</u>	<u>15,648.57</u>

表-2

施業の方法	森林の区域（林班）	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	1～45、53～94、97～107、109～110、121～130、134～163、168～180、182、190～198、207、210～211、227～228、241、276、280～295、300、305～308、311、326～338、340～351、353～357、360～368、379～381、391～423	13,623.17
長伐期施業を推進すべき森林	40～42、72、189、327～329、337	518.70
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	該当無し
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当無し
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当無し	

3 その他必要な事項

特になし